

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

足立区は、四方を河川で囲まれ、海拔2m前後の低地であり、高低差がほとんどない平坦地である。その為、河川の氾濫により広域に浸水するおそれがあるとともに、浸水がなかなか引かないという特性を持っている。このため、内水や中小河川の氾濫に加え、河川堤防の決壊を伴うような大水害などの大規模災害に対する十分な備えと対策が求められる。

国、都、区、そして区民、事業者は、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、災害のおそれがある場合、及び災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。

この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2 計画の前提

この計画は、令和元年東日本台風（台風第19号）ほか、過去の大型台風や最近顕著となっているゲリラ豪雨などの都市型水害を参考として計画を策定した。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、三密（密閉・密集・密接）を避けるための「分散避難」や避難所における感染防止対策について検討した。

足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性、セクシャルマイノリティのほか、高齢者や障がい者等の参画を拡大し、要配慮者に的確に配慮した防災対策を行うとともに、地域や事業者等と区が連携した防災活動を推進する。

第1章 地域防災計画の概要

第2節 計画の性格

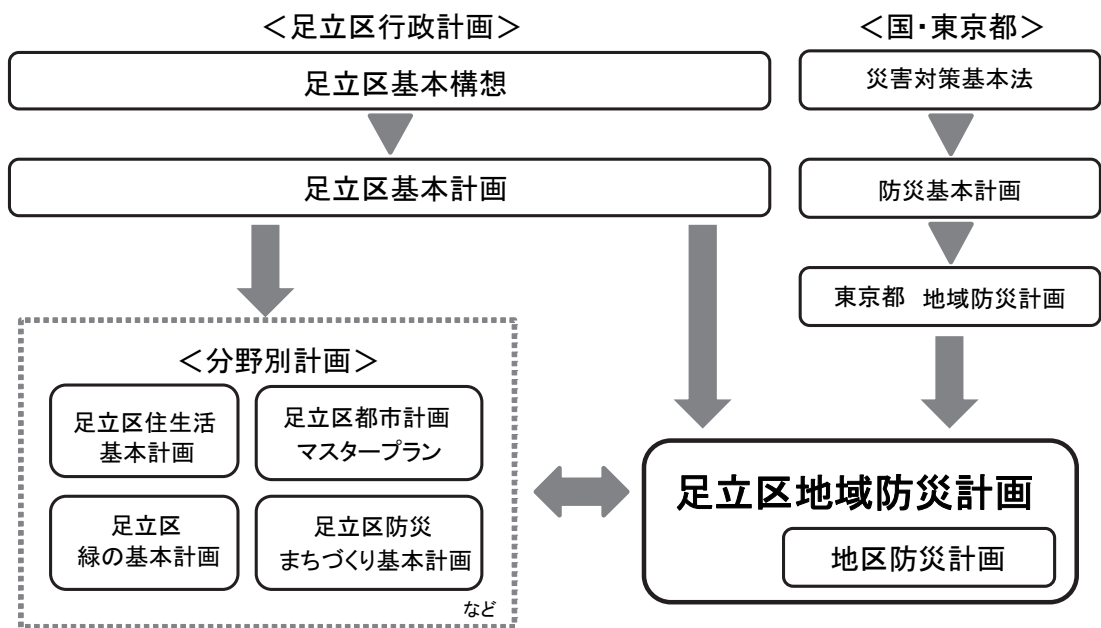
第2節 計画の性格

第1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災関係機関による足立区防災会議が策定する計画である。

第2 この計画は、足立区災害対策条例第12条及び足立区災害対策条例施行規則第3条の定める足立区地域防災総合計画の一部を構成する。

【計画の性格】

地域防災総合計画	災害発生時		
	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
防災まちづくり基本計画	▬		▬
地域防災計画	▬		
防災コミュニティ計画	▬		



第3 この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的、かつ基本的な計画である。したがって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき、都知事から区長に委任された場合の計画または都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、区が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の全体像

本計画（風水害編）は、第1部「総則」、第2部「防災に関する組織と活動内容」、第3部「災害予防計画」、第4部「災害応急対策計画」、第5部「災害復旧計画」から構成され、その他に、別冊の「震災編」と「資料編」から成る。

第2部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の増加及び多様化に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、災害のおそれがある場合及び発災時における即応態勢と、防災関係機関等との協力関係を記載した。

第3部以降は、予防対策・応急対策・復旧対策を基本構成とする。

大規模水害では、発災（河川の氾濫や決壊）前の台風接近などの段階から、避難対策等の事前防災行動（タイムラインによる活動）が実施されるため、予防的施策についても一部、応急対策に記載した。

本計画の全体像は次のとおり。

【本計画の全体像】

第1部	総則
第1章 地域防災計画の概要	第2章 区等の基本的責務と役割
第3章 足立区の現状と被害想定	
第2部	防災に関する組織と活動内容
第1章 災害対策本部設置基準	第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要
第3章 防災関係機関等との相互協力関係	
第3部	第4部
災害予防計画	災害応急対策計画
第1章 水防体制再構築	
第2章 水害予防対策	第1章 水害応急対策の活動体制
第3章 区民と地域の防災力向上	
第4章 住民避難計画	第2章 住民避難対策
第5章 安全な災害に強い防災まちづくり	第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第6章 応急対策への備え	第4章 被災者等に対する応急対策
第7章 受援体制の整備	第5章 受援計画
第5部	災害復旧計画
第1章 公共施設等の復旧対策	
第2章 被災者等に対する支援及び生活再建	

第1章 地域防災計画の概要

第4節 計画の習熟／第5節 計画の修正／第6節 地区防災計画との連携

第4節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自らまたは協同して調査研究、過去の災害対応の教訓の共有、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施するなど、あらゆる方法により計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。その際、修正内容を適宜公表する。各機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに修正案を足立区防災会議に提出するものとする。

また、災害対策基本法42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認めたものを本計画に定めることとする。

なお、現行の計画上、記載の無い機関、団体等とも関係する項目について必要に応じて積極的に協議を行い、対策内容の一層の強化・充実を図る。

今後も、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないように、適時適切に修正を行う。

第6節 地区防災計画との連携

第1 地区防災計画の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成23年3月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。

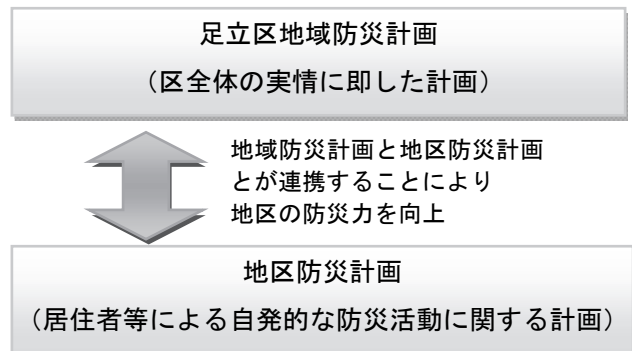
このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内一定地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。

第2 地区防災計画の位置付け

地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画を規定することにより、地区防災力を向上させるものである。

【地区防災計画の位置付け】



第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念／第2節 区の責務／第3節 防災関係機関の責務

第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念

第1 災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民による地域の助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図ることが欠かせない。

第2 災害から足立区を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進にあたっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、衛生・医療・教育等の社会保障に基づき、地域コミュニティを維持しなければならない。

第2節 区の責務

第1 区は、区民と事業者と協力し、災害時の第一責任者として、次の責務を果たす。

- 1 区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保しなければならない。
- 2 区は、災害後の区民生活の再建及び安定及び都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 区は、前項の目的を達成するため、災害対策に関する計画を策定し、その推進を図らなければならない。
- 4 区は災害対策に関する計画を策定するにあたって、区民、事業者、ボランティア及び防災区民組織等から意見を聴くよう努めなければならない。
- 5 区は、災害対策に関する事業の実施にあたっては、区民や事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。
- 6 区は、災害対策に関する事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、都や関係区市町村との連絡調整を行わなければならない。
- 7 区は、都や関係区市町村が実施する災害対策事業に対し支援と協力を行わなければならない。
- 8 区は、災害対策に関する事業の計画の策定及び実施にあたり、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。
- 9 区は、他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第3節 防災関係機関の責務

第1 防災関係機関は、区及び区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

第2章 区等の基本的責務と役割

第3節 防災関係機関の責務／第4節 区内事業者の責務／第5節 区民の責務

- 1 所管に係わる災害予防及び応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 2 防災関係機関は、上記の責務を果たすため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第4節 区内事業者の責務

- 第1 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業並びに前項の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害予防、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 第2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 第3 事業者は、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、安全確保のため、従業員や顧客を事業所内に一時待機させることのできる体制の整備に努めなければならない。
- 第4 事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 第5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 第6 要配慮者利用施設の事業者は、その利用者等に関して災害被害を防止するため、水防法に基づく施設単位の避難確保計画を作成しなければならない。

第5節 区民の責務

- 第1 区民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、相互に協力し、助け合い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 第2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - 2 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - 3 出火の防止
 - 4 初期消火に必要な用具の準備
 - 5 飲料水及び食料の備蓄
 - 6 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - 7 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第2章 区等の基本的責務と役割

第5節 区民の責務／第6節 区及び防災関係機関の役割

第3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

第4 区民は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、地域の防災訓練や自発的な災害対策活動への積極的な参加、過去の災害から得られた教訓の継承その他の取り組みにより災害対策に寄与するよう努めなければならない。

第6節 区及び防災関係機関の役割

第1 本計画における防災関係機関の名称表現、略称等については、次のとおりとする。

1 都関係機関

- (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いている。
- (2) 警視庁、若しくは東京消防庁に関わる機関については、すべて「警視庁」、若しくは「東京消防庁」として統一している。

2 指定地方行政機関

- (1) 関東地方整備局に関わる機関については、本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、「関東地方整備局」として統一している。

3 指定公共機関

- (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いている。

第2 区の地域における防災機関及び関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

1 区の役割

- (1) 足立区防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保に関すること。
- (5) 避難の指示等及び誘導に関すること。
- (6) 水防に関すること。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (8) 外出者の支援に関すること。
- (9) 応急給水に関すること。
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (11) 被災した乳幼児、児童及び生徒の応急保育・教育に関すること。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (14) 災害復興に関すること。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (16) 地区防災計画の作成支援に関すること。
- (17) 防災区民組織（町会・自治会等）の育成に関すること。
- (18) 事業所防災に関すること。

第2章 区等の基本的責務と役割
第6節 区及び防災関係機関の役割

1 区の役割

- (19) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 都関係機関の役割

水道局 東部第二支所	(1) 水道施設の保全に関すること。
足立 営業所	(2) 災害時における応急給水に関すること。
下水道局 東部第二 下水道事務所	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。
足立 都税事務所	(1) 土地建物の調査に関すること。
第六 建設事務所	(1) 河川の保全に関すること（都管理河川）。 (2) 道路及び橋梁の保全に関すること（都道）。 (3) 水防活動に関すること。 (4) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
東部公園緑地事務所	(1) 公園の保全、復旧に関すること（都立公園）
警視庁 第六方面本部 千住警察署 西新井警察署 綾瀬警察署 竹の塚警察署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 (2) 交通規制に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 (5) 遺体の調査及び検視に関すること。 (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第六消防方面本部 千住消防署 足立消防署 西新井消防署	(1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
千住消防団 足立消防団 西新井消防団	(1) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。 (2) 人命の救助及び応急救護に関すること。 (3) 地域住民の防災指導に関すること。
都（交通局）	(1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 日暮里・舎人ライナー等による輸送の協力に関すること。

3 指定地方行政機関の役割

足立労働基準監督署	(1) 産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること。 (2) 区内における労働災害防止対策の支援に関すること。
関東地方整備局 江戸川河川事務所 荒川下流河川事務所 東京国道事務所	(1) 河川の保全に関すること。 (2) 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導。災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること。 (3) 大規模自然災害が発生した場合の、地方公共団体に対する被害の拡大を防ぐための緊急対応に関すること。 (4) 道路の障害物除去に関すること。 (5) 災害時の情報交換に関すること。

4 自衛隊の役割

自衛隊	(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要がある応急救護、または応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。
-----	---

5 指定公共機関の役割

日本郵便株式会社 足立郵便局 足立北郵便局 足立西郵便局	(1)郵便局で取扱う事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保存に関する事。 (2)災害時の郵政事業災害特別事務取扱に関する事。 (3)区内における災害対策の支援に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 北千住駅	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
N T T 東日本	(1)電信及び電話施設の建設及び保全に関する事。 (2)災害時における電信及び電話の供給に関する事。
東京ガス株式会社 東部導管事業部 東部計画推進部	(1)ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する事。 (2)ガスの供給に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社	(1)電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 (2)電力需給に関する事。
首都高速道路株式会社 東京東局	(1)首都高速道路等の保全に関する事。 (2)首都高速道路等の災害復旧に関する事 (3)災害時における緊急交通路の確保に関する事。

6 指定地方公共機関の役割

東京地下鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東武鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
京成電鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
首都圏新都市鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関する事。 (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京都トラック協会 足立支部	(1)災害時における緊急輸送業務に関する事。

7 公共的団体の役割

足立区医師会	(1)災害時における医療救護活動に関する事。
足立区歯科医師会	(1)災害時における歯科医療救護活動に関する事。
足立区薬剤師会	(1)災害時における医療救護活動に関する事。
東京都獣医師会足立支部	(1)災害時における動物救護活動に関する事。

第3章 足立区の現状と被害想定

第1節 足立区の概況

第3章 足立区の現状と被害想定

第1節 足立区の概況

第1 地勢

足立区は、東京 23 区の最北端に位置し、東は中川を挟んで葛飾区、西は隅田川を挟んで北区、新芝川を挟んで川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、草加市及び八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は 53.25km² で、東西の延長は 11.10km、南北は 8.79km あり、千住地域を要とするやや扇状の地形を呈している。

足立区は、河川が運んできた土砂の堆積により陸地が形成された沖積低地であり、区全域が海拔 2 m 前後で、北西部がやや高く、南東部にかけて緩やかに傾斜しながら下り、一部では海拔 0 m 地帯を形成している。

地質は粘土質を主成分とした沖積層で、湿潤で水はけの悪い地層であり、沖積層の深さは、区の東部地域で 50～60 m と深く、他の地域でも大部分が 30～50 m となっている。また、表層部に砂層が堆積しているため、区内全域で液状化の被害が予測される。

昭和 5 年に完成した荒川（放水路）が区内を二分する形で北西から南東に流れ、南を隅田川、東に中川、北に毛長川、西に新芝川と四方を河川で囲まれ、区の東部を南北に綾瀬川が縦断している。

第2 人口・産業

1 人口

令和 3 年 1 月 1 日現在の足立区の人口は、69 万 1,002 人となり、平成 13 年以降増加傾向が続いている（平成 18 年を除く）。人口密度も平成 21 年度以降 1 万 2000 人/km² を超えている。

年齢別人口をみると、令和 3 年 1 月 1 日現在、年少人口（0～14 歳）は 77,773 人（11.2%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 441,514 人（63.9%）、老年人口（65 歳以上）は 171,715 人（24.9%）となっており、東京 23 区中でも特に高齢者の割合が多い状況にある。

2 産業

平成 28 年の足立区の事業所数は、2 万 3,557 事業所、従業者数は 21 万 5,361 人となっている。

産業別の事業者数構成比は、その上位から卸売業・小売業（22.1%）、医療・福祉（15.7%）、運輸業・郵便業（11.1%）、宿泊業・飲食サービス業（10.9%）、製造業（10.2%）となっている。また、従業者規模別の事業所数では、9 人以下の事業所が約 80% を占めており、足立区は中小企業の町であるといえる。

第3 都市環境

区では、区画整理事業を中心にまちづくりを進めてきたが、既成市街地では住商工業の混在、木造家屋の密集、狭あい道路等、防災上極めて多くの問題を抱えている。

特に、千住地域、荒川以北の環状七号線以南で尾久橋通りと綾瀬川の間地域は、自

第3章 足立区の現状と被害想定

第1節 足立区の概況

然発展的過程のままに住居が密集し、建築密度が高く、不燃化率が低いこと、防災（特に火災）の面で多くの課題が山積している。建物の不燃化等は、都内他市区と比べ対策は進んでいるが、震災時の消火活動困難度（地域の延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性等を総合的に勘案される数値）は依然として高く、継続的な改善が必要である。

また、道路網についても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと自然発生的に形成された道路が多く、区道約 950km のうち、およそ 45%が幅員 5.5 m未満であり、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念される。

さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園について、総面積は東京 23 区中でもトップクラスになるが、人口一人あたりの面積は、約 4.68 m²（令和2年4月1日現在）であり、都市公園法に定められている 5 m²の整備目標を下回っている。

鉄道利用に関しては、つくばエクスプレスが開通した平成 17 年度より利用者数の傾向が一変した。足立区全体の鉄道の日平均利用者数は、平成 6 年度より平成 16 年度までの 10 年間減少傾向を続けていたが、平成 17 年度より増加傾向に転じ、平成 20 年の日暮里・舎人ライナーの開業もあり、令和元年度では約 200 万人（各路線の利用者数の合計）となっている。特に、北千住駅は J R 常磐線、東武スカイツリーライン、地下鉄日比谷線・千代田線、つくばエクスプレスの 4 社 5 路線が乗り入れ、150 万人以上が利用している（乗り換え利用も含む）都内でも屈指の主要ターミナル駅である。

第3章 足立区の現状と被害想定

第2節 風水害被害の想定

第2節 風水害被害の想定

足立区においては、狩野川台風、伊勢湾台風など、過去幾度となく災害に見舞われ、甚大な損害を受けてきたが、河川改修、下水道の整備等により、被害は大幅に減少した。

しかし、急速な市街地化に伴う河川への雨水流出量の増加と短時間の集中豪雨（ゲリラ豪雨）による新たな都市型水害が発生する状況である。

このため、風水害対策の計画策定にあたっては、過去の台風のうち特に被害の大きかった平成3年9月の台風18号及び平成5年8月の台風11号を参考としている。

なお、上記以外として、荒川下流の事前防災行動計画（タイムライン）では、平成19年9月台風第9号の降雨を想定最大規模に引き伸ばした降雨による荒川本川の破堤を一つのシナリオとしている。広域避難計画では、洪水ハザードマップ、内水氾濫では、東海豪雨相当の雨が降った場合のハザードマップを参考としている。

【区内の主な被害地域】

発生年月日 災害名	床上浸水	床下浸水	被害地域	総降雨量 観測所
平成3年9月19日 台風18号	221件	1,109件	舎人、古千谷、東伊興、西新井、江北、扇、花畑、千住他	236mm 五兵衛
平成5年8月27日 台風11号	758件	514件	舎人、古千谷、東伊興、西伊興、西新井、栗原、鹿浜、江北、椿、扇、小台、花畑、千住、日の出町、柳原他	242mm 本木
平成17年9月4日 集中豪雨	4件	27件	千住、日ノ出町、柳原他	105mm 足立
平成23年8月26日 集中豪雨	1件	14件	千住、柳原他	78mm 千住旭町

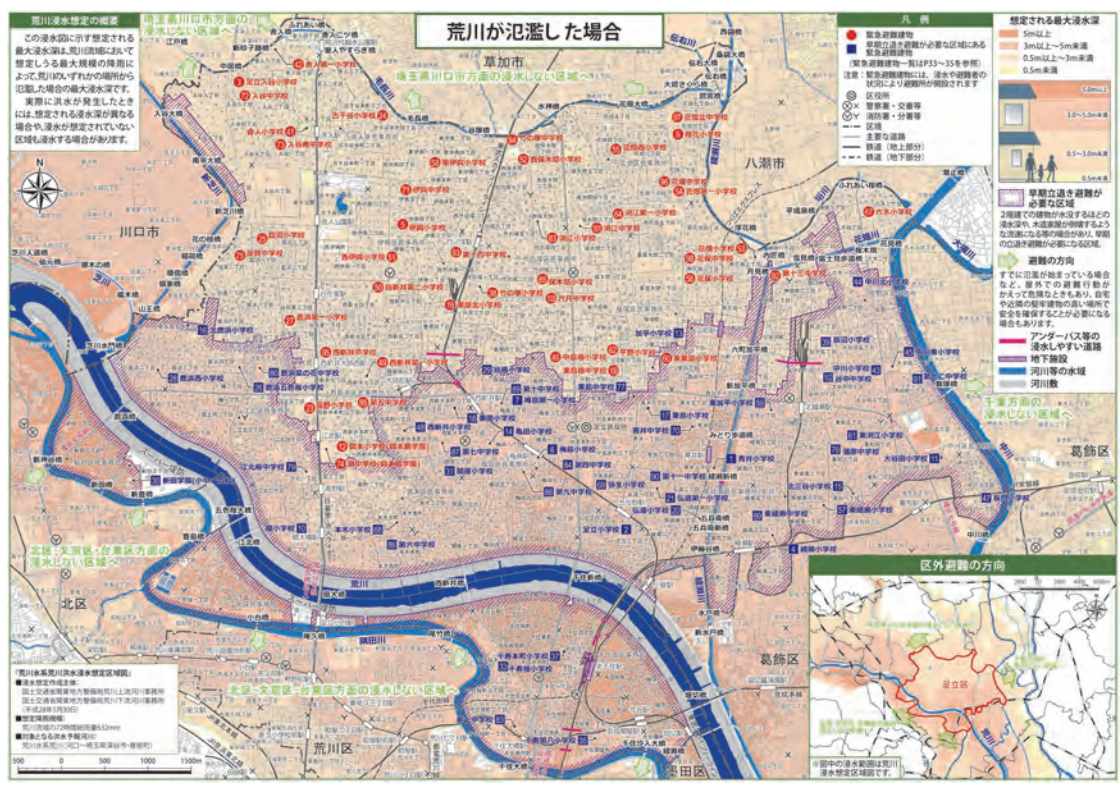
※ 令和元年台風19号においては、床上・床下浸水や人命に係わる事故はなかったが、過去最大の区内135箇所の避難場所を開設し、ピーク時には33,154人が避難

第3章 足立区の現状と被害想定
第2節 風水害被害の想定

足立区において、特に被害想定が大きな4河川について、以下に例示する。

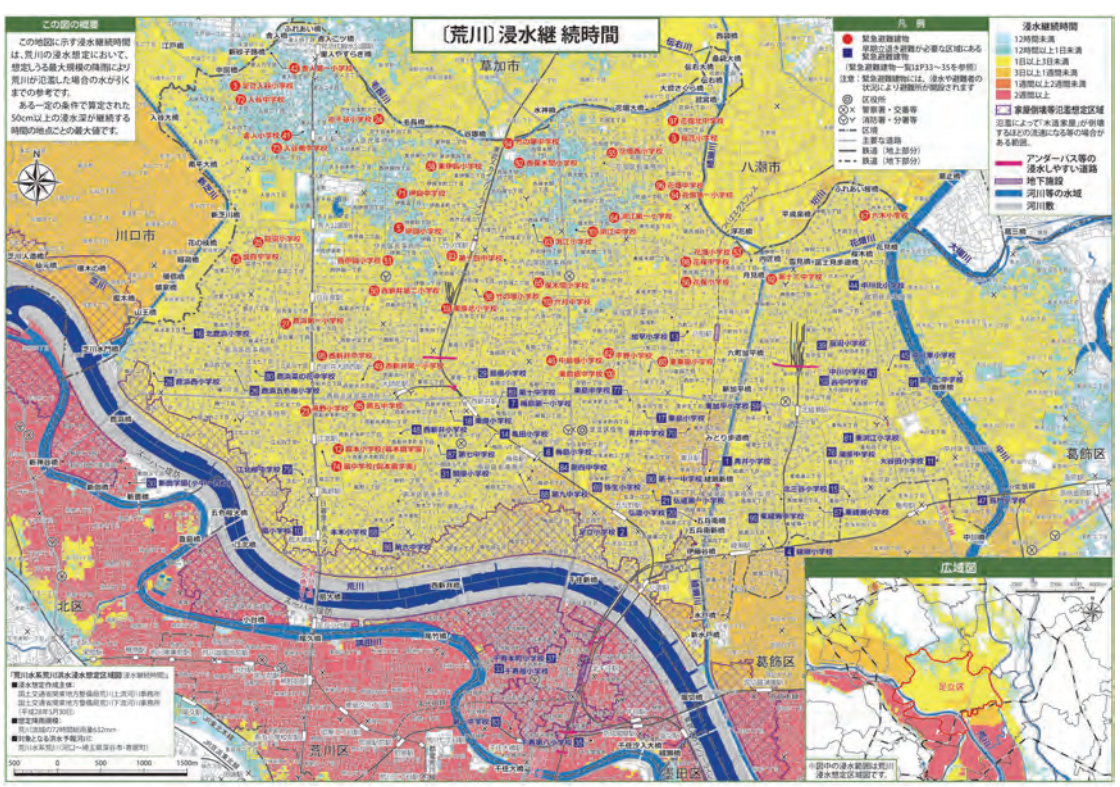
【荒川の最大浸水深】

想定する最大規模の降雨により、荒川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【荒川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、荒川が氾濫した場合の水が引くまでの時間

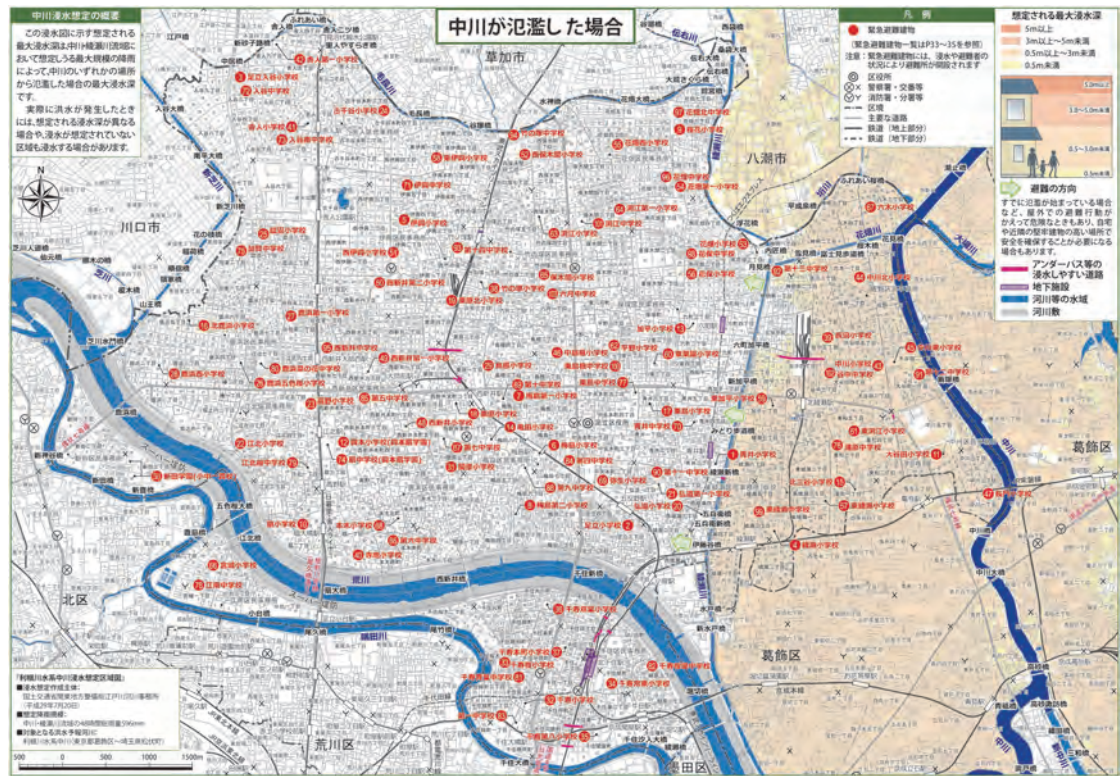


第3章 足立区の現状と被害想定

第2節 風水害被害の想定

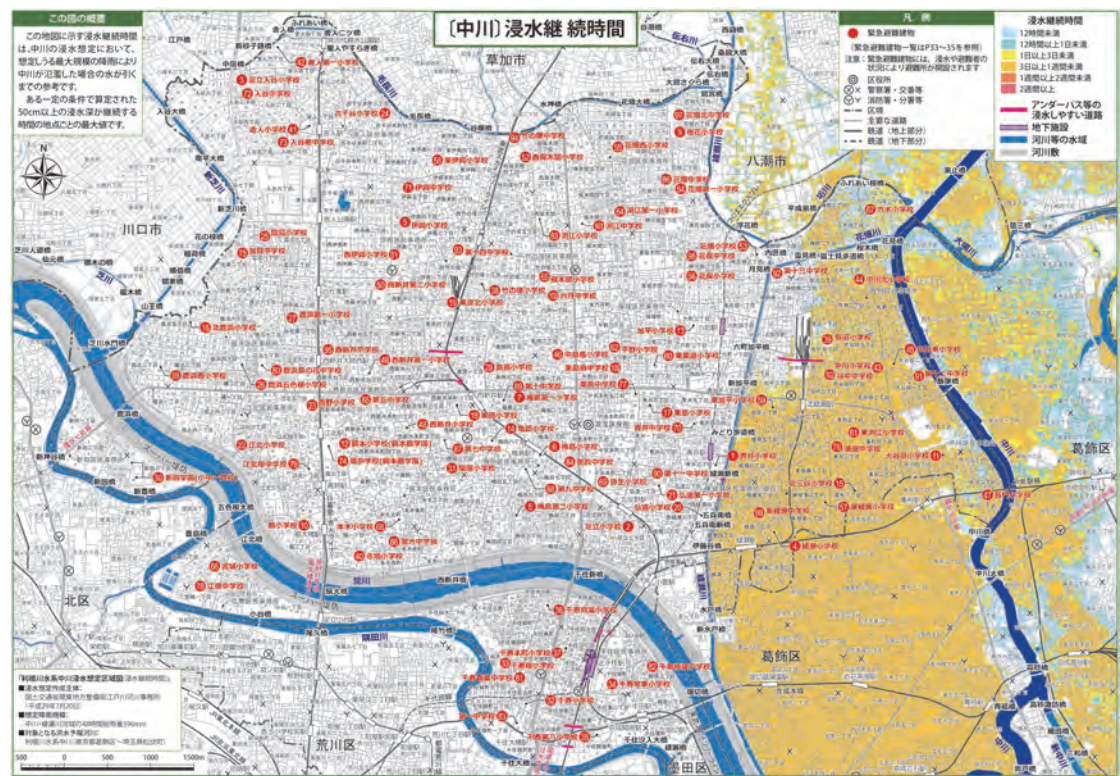
【中川の最大浸水深】

想定する最大規模の降雨により、中川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【中川の浸水継続期間】

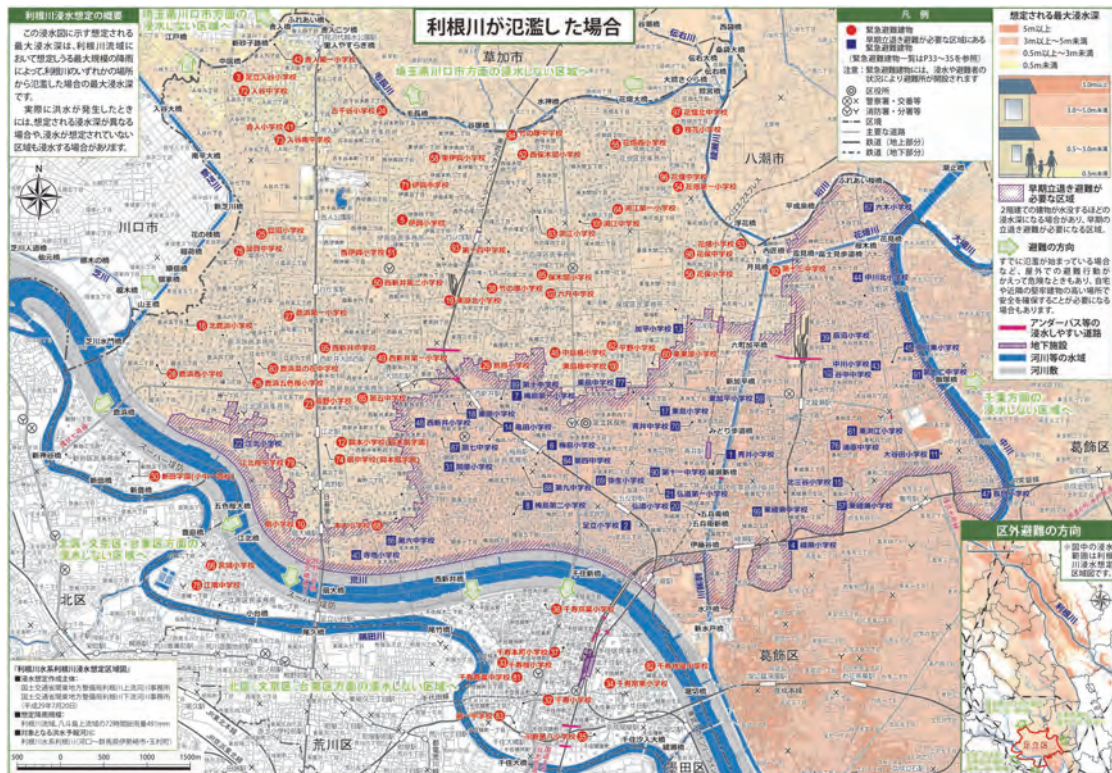
想定する最大規模の降雨によって、中川が氾濫した場合の水が引くまでの時間



第3章 足立区の現状と被害想定
第2節 風水害被害の想定

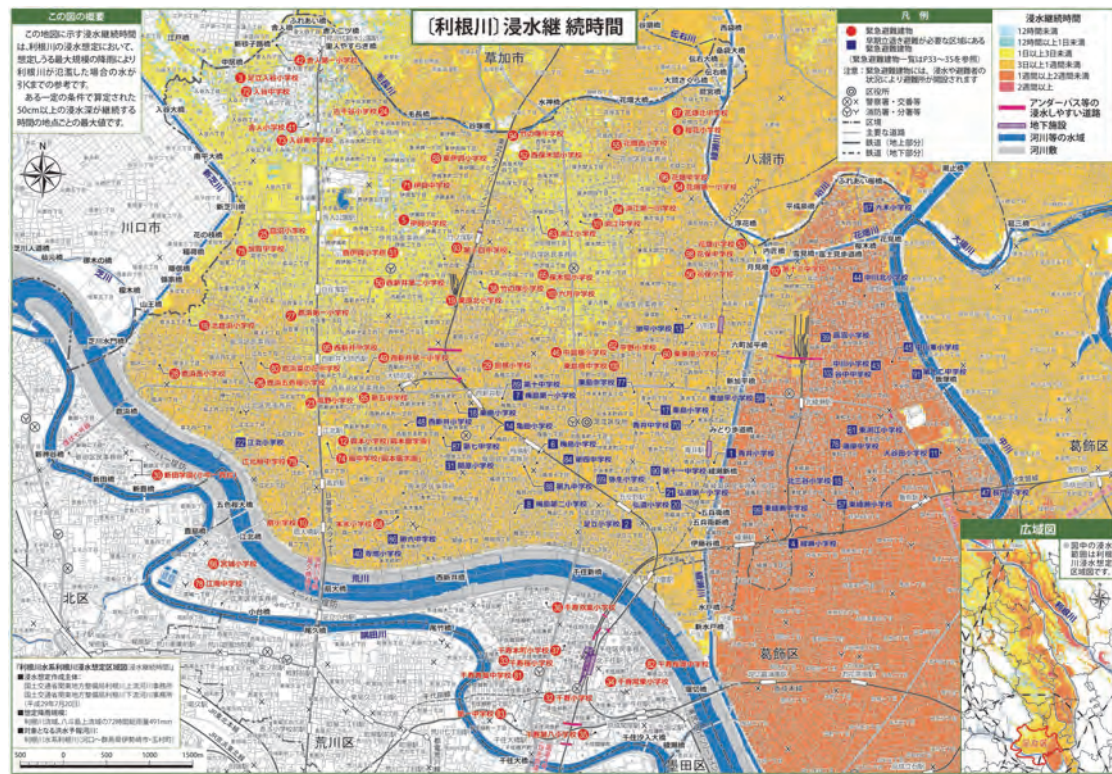
【利根川の最大浸水深】

想定する最大規模降雨により、利根川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【利根川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、利根川が氾濫した場合の水が引くまでの時間

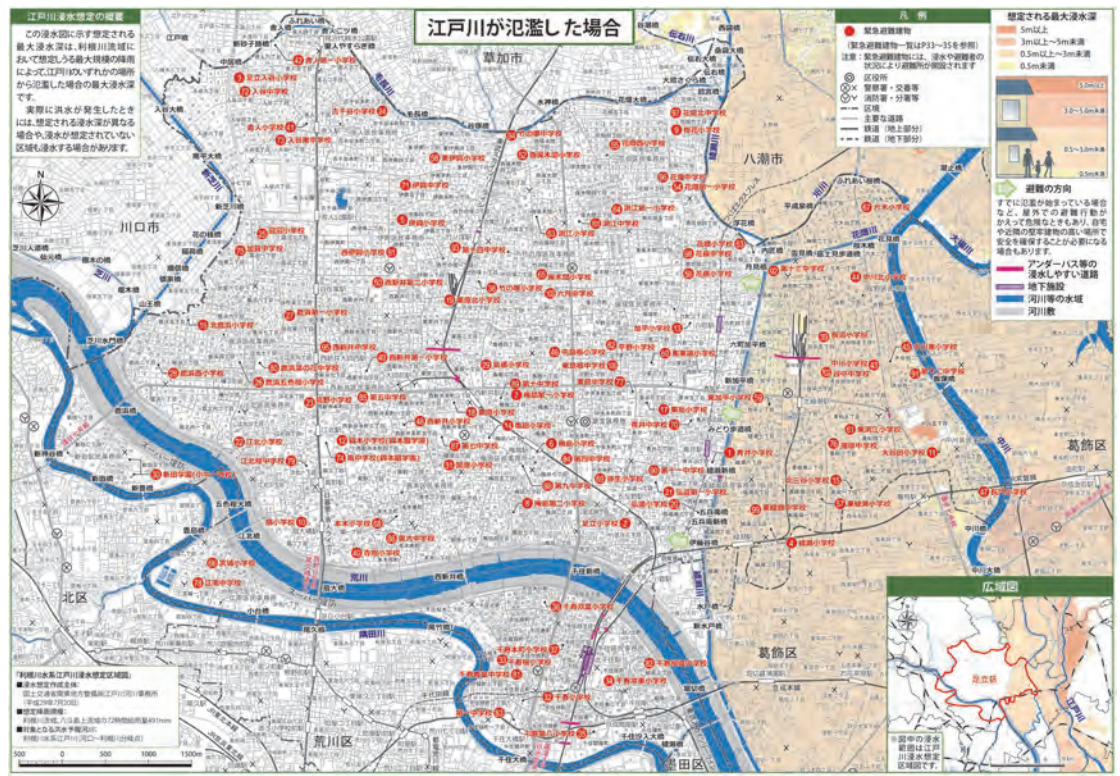


第3章 足立区の現状と被害想定

第2節 風水害被害の想定

【江戸川の最大浸水深】

想定する最大規模降雨により、江戸川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深



【江戸川の浸水継続期間】

想定する最大規模の降雨によって、江戸川が氾濫した場合の水が引くまでの時間

